



笠岡湾干拓地：笠岡市

第**143**期
定時株主総会

招集ご通知

日時：2026年6月26日（金曜日）
午前10時

場所：岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行 本店



株式会社トマト銀行

証券コード 8542

株主の皆さまへ



株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度は中期経営計画「第4次 みらい創生プラン」の最終年度となります。その集大成として、「人財に基づく経営変革」「業務変革」に「人事制度改革」を加えた3大変革をはじめ、4つの基本戦略など様々な取り組みを推し進めていきます。

予測不能な海外情勢や、国内における金利ある世界への本格回帰など、環境変化の大きい時代ではありますが、当社は創業時からの「相互扶助」の精神のもと、お客さまや地域の課題解決に全力で取り組むことで、夢をかなえ、地域の未来を創造してまいります。

また、株主の皆さまには、日頃のご支援に心より感謝申し上げますとともに、株主優待制度を新たに導入させていただきました。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月
たか ぎ しょう ご
取締役社長 高木晶悟

証券コード 8542
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社トマト銀行
取締役社長 高木 晶 悟

第143期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第143期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第143期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tomatobank.co.jp/investor/stock/stockholder.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名【トマト銀行】又は証券コード【8542】を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、3～6ページの「議決権行使のご案内」に従いまして議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行 本店
3. 目的事項
 - 報告事項 1 第143期（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 2 第143期（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

[会社提案]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

[株主提案]

- 第3号議案 取締役1名選任の件

第3号議案は株主さま（1名）からのご提案であり、取締役会としてはこの議案に反対しております。

なお、議案の要領等は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 交付書面から一部記載を省略している事項
次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面には記載しておりません。したがって、電子提供措置事項に記載の内容は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部です。
 - ・ 事業報告の「財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」及び「その他」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

議決権行使のご案内

株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第143期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

**株主総会
開催日時**

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページを
ご覧ください。



行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分受付分まで



代理人のご来場について

- (1) 株主ではない代理人又は同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
- (2) 代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙に加えて、代理権を証明する書面が必要となります。
なお、代理人による議決権行使は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

書面により行使された議決権の取扱いについて

議決権行使書面において、議案に賛否の表示をされていない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

郵送による議決権行使についてのご案内



行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。

なお、議案に賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書用紙イメージ

<p>議決権行使書 株主番号</p> <p>株式会社トマト銀行 御中</p> <p>私は、2026年6月26日開催の貴社第143期定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のよう議決権行使します。</p> <p>2026年 6 月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取扱います。</p> <p>株式会社トマト銀行</p>		<p>議決権行使回数</p> <table border="1"> <tr> <td>議案</td> <td>第1号議案</td> <td>第2号議案</td> <td>議案</td> <td>第3号議案</td> </tr> <tr> <td>会社提案</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株主提案</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>（ご注意） 当社取締役会は株主提案（第3号議案）に反対しております。当社取締役会の考えにご賛同いただける場合には、第3号議案の「否」に○印でご表示ください。</p>		議案	第1号議案	第2号議案	議案	第3号議案	会社提案	○	○	○	○	株主提案	○	○	○	○	<p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月25日午後5時30分までに到着するようご返送ください。 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし、2026年6月25日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。 <p>スマートフォン用 議決権行使書 ウェブサイト ログインQRコード</p> <p>※本サービスは「株式会社トマト銀行」の登録ユーザーです。</p> <p>株式会社トマト銀行</p>
議案	第1号議案	第2号議案	議案	第3号議案															
会社提案	○	○	○	○															
株主提案	○	○	○	○															

第3号議案は、一部の株主さまからの提案によるものです。当社取締役会はこの議案に**反対**しております。詳細につきましては68頁から69頁をご参照ください。

↑こちらを切り取ってご返送ください。

▶各議案の賛否をご表示ください。

▶賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見に

ご賛同いただける場合は、

右図のようにご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	議案	第3号議案
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォンから、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

「登録」をクリック

4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

当社取締役会は株主提案(第3号議案)に反対しております。

①インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル**

電話番号：

0120-652-031

(フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

②その他の株式事務（住所変更、保有株式数など）に関するお問い合わせは以下へお願いいたします。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主さま
お取引先の証券会社にお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座をお持ちでない株主さま
(特別口座をお持ちの株主さま)

**三井住友信託銀行株式会社
証券代行部**

通話無料

0120-782-031

(受付時間 午前9時～午後5時)

(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

第143期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務は、当社本店ほか営業店60店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券業務、有価証券投資業務、その他付随業務を行い、高度化・多様化するお客さまニーズに即応する金融サービスの提供に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務と位置づけております。

また、子会社のトマトビジネス株式会社は、銀行事務に係る関連業務を行っております。

＜クレジットカード業務＞

子会社のトマトカード株式会社は、クレジットカードの取扱いに関する業務を行っております。

＜リース業務＞

子会社のトマトリース株式会社は、産業機械等のリース業務を行っております。

〔金融経済環境〕

国内外の経済情勢について、中東情勢への警戒感が高まる一方で、堅調なAI関連需要や政府の経済対策が下支えとなり、緩やかな成長が継続する見通しです。

当社グループの主要な営業基盤である岡山県内経済においても、中東情勢の影響が一部に見られるものの、個人消費は底堅く推移し、設備投資や公共投資も増加傾向にあり、全体としては、緩やかな回復基調にあります。

一方で、深刻な人手不足や後継者不足、物価高に見合う賃上げ・価格転嫁の実現など、経営課題は喫緊の対応を要しています。また、政策金利は昨年12月の利上げにより、約30年ぶりの0.75%まで上昇しました。

今後は、海外・国内ともに緩やかな成長が見込まれますが、米国の関税措置を巡る状況や中東情勢は極めて流動的です。これらが国内外の経済や物価に大きな影響を及ぼす可能性があります。特に、物流の障害や遅延による費用増、原油価格高騰、円安加速に伴う交易条件の悪化などは、企業収益を下方修正させるリスク要因として内包されています。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当連結会計年度（2025年度）は、中期経営計画「第4次 みらい創生プラン」の2年目にあたる年であり、前年度に体制整備・企画検討を進めてきた諸施策を「運用開始」し、最終年度における「浸透定着」に向けた重要な基盤を築いた年となりました。

特に、社員の働き方を大きく変える「人事制度改正」をはじめとする組織変革に積極的に取り組んだほか、政策金利の上昇など外部環境が著しく変化する状況下においても、法人・個人のお客さまへ徹底的に寄り添い、本業支援・最適提案活動の実践に注力いたしました。その結果、当連結会計年度における当社グループの連結成績は、以下のとおりとなりました。

当社グループの2026年3月末の預金残高は、法人預金が増加したこと等により、当期中に225億円増加して1兆2,732億円となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、当期中に421億円増加して1兆4,711億円となりました。貸出金残高は、事業者向け並びに個人ローンが増加したこと等により、当期中に177億円増加して1兆758億円となりました。有価証券残高は、受益証券が減少したものの、国債の増加等により、当期中に29億円増加して1,587億円となりました。

損益面におきましては、連結経常収益は、貸出金利息等の増加による資金運用収益の増加により、前期比915百万円増収の26,577百万円、連結経常費用は、預金利息の増加等による資金調達費用の増加により前期比691百万円増加の23,749百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前期比224百万円増益の2,827百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比152百万円増益の1,970百万円となりました。

なお、当期末の連結自己資本比率（バーゼルⅢ 国内基準）は9.18%であります。

事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が20,469百万円、経常利益が2,575百万円、リース業では経常収益が6,166百万円、経常利益が311百万円、その他（クレジットカード業）では経常収益が318百万円、経常利益が10百万円となりました。

当社グループでは、持続可能な地域社会・環境の実現に向けて、サステナビリティ方針を制定しています。2023年3月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、気候変動対応に関する取り組みと情報開示を行っています。2025年度には、CO₂排出量の2030年度目標を2013年度比△46%から△50%へ、またサステナブルファイナンスの2030年度実行目標を500億円から1,500億円へ変更しました。

〔企業集団の対処すべき課題〕

長引く円安による物価高に加え、中東情勢の緊迫化に伴う原油高や原材料不足が重なり、事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、少子高齢化や若年層の県外流出を背景に、人手不足による人件費高騰や後継者不足による事業継続の危機など、構造的な課題も浮き彫りとなっています。さらに、岡山県の人口が2026年度には180万人を割る可能性が指摘されるなか、地域経済の縮小も大きな懸念材料です。

そのような環境下において、当社は本業支援・最適提案活動を実践し、お客さまや地域の課題解決と夢の実現に真摯に取り組めます。「いつも会って話せる あなたのメインバンク」としての地位を確立するため、社内変革を原動力に人財力を高め、企業価値の向上に努めてまいります。

先行きが不透明で予測が困難な時代こそ、地域とお客さまに寄り添った課題解決を実践し、地域になくってはならない銀行として、これからも努力と挑戦を続けてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	23,041	24,065	25,661	26,577
経常利益	2,747	2,312	2,603	2,827
親会社株主に帰属する当期純利益	1,879	1,530	1,817	1,970
包括利益	167	3,342	△219	2,270
純資産額	54,204	56,828	55,860	57,427
総資産	1,311,185	1,342,501	1,364,026	1,388,751

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	1,213,371	1,233,106	1,252,364	1,274,595
定期性預金	420,321	405,390	429,452	468,823
その他	793,049	827,716	822,911	805,772
貸出金	1,020,640	1,040,443	1,062,663	1,080,589
個人向け	387,983	399,745	411,265	422,965
中小企業向け	408,823	416,394	423,281	423,901
その他	223,833	224,304	228,117	233,722
商品有価証券	30	29	29	18
有価証券	163,956	158,493	155,941	158,920
国債	27,561	25,973	41,467	60,569
その他	136,395	132,520	114,473	98,351
総資産	1,301,176	1,332,106	1,353,783	1,377,431
内国為替取扱高	3,692,040	3,824,967	4,040,175	4,430,810
外国為替取扱高	百万ドル 930	百万ドル 1,015	百万ドル 416	百万ドル 226
経常利益	2,464	2,100	2,284	2,575
当期純利益	1,708	1,412	1,620	1,825
1株当たり当期純利益	円 銭 134 25	円 銭 108 37	円 銭 126 35	円 銭 143 94

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	クレジットカード業
使用人数	729人	12人	5人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

営業所数

株式会社 トマト銀行：本社（岡山県）

	当 年 度 末	
岡山県	54	(うち出張所 -)
広島県	1	(-)
兵庫県	4	(-)
大阪府	1	(-)
東京都	1	(-)
計	61	(-)

(注) 上記の他、当年度末において店舗外現金自動設備を43か所設置しております。

トマトビジネス株式会社：本社（岡山県）

② リース業

トマトリース株式会社：本社（岡山県）

③ クレジットカード業

トマトカード株式会社：本社（岡山県）

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀行業	932
リース業	-
クレジットカード業	-
合計	932

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀行業	住宅ローンセンター岡山新築	175

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
(子会社) トマトビジネス 株式会社	岡山市北区番町 2丁目3番4号	当社の委託による営業 店の後方事務	10百万円	100.00%	—
トマトリース 株式会社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	リース業務	20百万円	100.00%	—
トマトカード 株式会社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	クレジットカード業務	30百万円	100.00%	—

企業結合の成果

上記3社が連結対象子会社であります。

当期の連結経常収益は26,577百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,970百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、各コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
6. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において、中国地区の第二地銀協地銀の取り扱う個人向けローンについての保証等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高木 晶悟	取締役社長 (代表取締役) 監査部担当	中国総合信用株式会社 取締役 (社外)	
井上 正樹	専務取締役 (代表取締役) 審査部、企業サポート部、 リスク統括部、総務部担当		
田部 真康	常務取締役営業本部長		
坪田 泰久	常務取締役 マーケット本部長 人事部、人材戦略企画室、 秘書室担当		
谷本 浩二	取締役 事務システム部、 経営企画部担当	トマトビジネス株式会社 代表取締役	
中川 一雄	取締役 営業本部副本部長		
八木 大治	取締役本店営業部長		
小川 洋	取締役 (社外)	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士	
上岡 美保子	取締役 (社外)		
光 實潤一	常勤監査役		
奥田 哲也	監査役 (社外)	奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティ 取締役 (社外)	
古南 篤子	監査役 (社外)	社会福祉法人吉備の里理事長	
瀧口 信雄	監査役 (社外)	瀧口信雄税理士事務所 税理士	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (注) 1. 取締役小川洋及び上岡美保子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役奥田哲也、古南篤子及び瀧口信雄の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役小川洋及び上岡美保子並びに監査役奥田哲也、古南篤子及び瀧口信雄の5氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 延永邦彦氏及び中浩二氏は、2025年6月27日をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。
 5. 古武卓弥氏は、2025年6月27日をもって辞任により、監査役を退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年1月27日に指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月2日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

1.基本方針

取締役の報酬は「基本報酬（固定報酬）」と「非金銭報酬（株式報酬）」で構成します。個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責を踏まえた適正な水準とします。取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬体系とします。

なお、社外取締役の報酬は、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み基本報酬のみとします。

2.基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期の方針を含む）

取締役の個人別の基本報酬額は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、株主総会で決議された額の範囲内で決定するものとします。

3.非金銭報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期の方針を含む）

非金銭報酬である株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下本信託という）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという株式報酬制度とします。

本制度における各取締役に付与されるポイント数は、株主総会で決議されたポイント数の範囲内で、役位等に応じたポイントを付与します。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

4.基本報酬、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

取締役の個人別の報酬等の割合については、株主総会で決議された額の範囲内で決定します。

なお、報酬等については、基本報酬（固定報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資する非金銭報酬の割合は、取締役の個人別の報酬等の額（全体）の2割以内とし、役位等に応じて決定します。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等（基本報酬、株式報酬）の内容については、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定します。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 監査役の報酬につきましては、毎月の基本報酬のみとし、株主総会で決議された額の範囲内で監査役の協議において決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役	11名	153	136	17
監査役	5名	24	24	－
計	16名	178	161	17

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2020年6月26日開催の第137期定時株主総会の決議により、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として基本報酬とは別枠で信託を用いた株式報酬制度を導入し、対象期間3年間において150百万円を上限として信託を設定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は9名であります。なお、上記取締役の非金銭報酬等は、当事業年度に計上した役員株式報酬引当金繰入額17百万円であり、その内容は14ページ①イ3.に記載のとおりであります。
3. 上記以外に退任取締役2名に支払われた退職慰労金は9百万円であります。なお、2015年6月に社外役員、2018年6月に監査役、2020年6月に取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2020年7月以降役員退職慰労引当金の繰り入れは行っておりません。
4. 1991年6月27日開催の第108期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額15百万円であり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。
5. 1989年6月29日開催の第106期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であり、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
小川 洋	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
上岡 美保子	
奥田 哲也	
古南 篤子	
瀧口 信雄	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、トマト銀行グループの全役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小川 洋	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士
上岡 美保子	—
奥田 哲也	奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティ 取締役 (社外)
古南 篤子	社会福祉法人吉備の里 理事長
瀧口 信雄	瀧口信雄税理士事務所 税理士

(注) 当社と上記の法人等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における 発言その他の活動状況
小川 洋	12年9ヶ月	取締役会17回中16回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地並びに金融機関の社外取締役・監査役の実験を活かし、取締役会において積極的に発言することで、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会の委員長として当事業年度開催の指名・報酬委員会3回中3回に出席し、積極的に発言を行っております。
上岡 美保子	12年9ヶ月	取締役会17回中17回	独立行政法人日本貿易振興機構で培った海外事業などの高い専門知識及び経験と十分な社会的信用を備えており、取締役会において、生活者や女性の視点で積極的に発言し、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の指名・報酬委員会3回中3回に出席し、積極的に発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
奥田 哲也	7年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査役会 15回中15回	弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有しており、企業法務やコンプライアンスの観点から、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。
古南 篤子	1年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査役会 15回中15回	地方行政に係る知識、見識のほか、組織のトップとしての経験を有しており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。
瀧口 信雄	1年9ヶ月	取締役会 17回中16回 監査役会 15回中15回	税理士として財務・会計に関する知見を有しており、高い専門的知識と長年の経験に基づき、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16百万円	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	35,000千株
		第1回A種優先株式	7,000千株
		第2回A種優先株式	7,000千株
		第3回A種優先株式	7,000千株
		第4回A種優先株式	7,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	11,679千株
		第2回A種優先株式	1,000千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の株式数には、自己株式(62,551株)を含んでおります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	10,226名
	第2回A種優先株式	22名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
トマト銀行職員持株会	461 ^{千株}	3.96%
株式会社みずほ銀行	360	3.09
株式会社中国銀行	339	2.91
加藤清行	284	2.44
朝日生命保険相互会社	266	2.28
大川良彰	205	1.76
三井住友信託銀行株式会社	200	1.72
岡山県	198	1.70
損害保険ジャパン株式会社	192	1.65
山佐株式会社	189	1.63

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式(62,551株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また持株比率は自己株式を除いて算出しております。
 3. 上記自己株式には、役員株式報酬制度の信託財産として、「役員株式報酬制度」で保有する当社株73,800株は含めておりません。

② 第2回A種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社もみじ銀行	100 ^{千株}	10.00 %
株式会社中国銀行	100	10.00
朝日生命保険相互会社	100	10.00
株式会社愛媛銀行	70	7.00
株式会社鳥取銀行	50	5.00
山佐株式会社	50	5.00
東京センチュリー株式会社	50	5.00
株式会社きらやか銀行	50	5.00
株式会社SBI新生銀行	50	5.00
株式会社あおぞら銀行	50	5.00
みずほリース株式会社	50	5.00
備前日生信用金庫	50	5.00
株式会社ウエストホールディングス	50	5.00

- (注) 1. 2026年3月31日現在の当社株主名簿より記載しております。
 2. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員交付株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役を除く）	2名	普通株式 27,008株

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井真弓 指定有限責任社員 中 桐 徹	48 百万円	(注) 1、4

- (注) 1. 当社監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、51百万円であります。
4. 当社は、会計監査人に対して非監査業務として、リースに関する会計基準に関する助言業務を委託しております。
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

<会計監査人の解任又は不再任の決定の方針>

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、当社の会計監査業務に重大な支障があり、解任・不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任・不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制（内部統制システム）

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役が、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの適格性について、取締役選任前に取締役会がチェックする。
 2. 当社が社会的責任と公共的使命を果たすため、取締役コンプライアンス規程に、トマト銀行取締役行動規範を定めている。
 3. 取締役の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に対する認識を強化し、高い職業倫理感を涵養するため、取締役を対象にしたコンプライアンスや内部管理態勢に関する外部研修に参加し、最新の情報収集を行うとともに継続的に意識の高揚を図る。
 4. 取締役会は、法令等遵守方針に基づき、法令等遵守に関する社内規程を策定し、組織内に周知させている。また、トマト銀行役員行動規範において使用人の行動基準を定める。
 5. 取締役会は、法令等遵守方針に基づいて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を事業年度ごとに策定し、当社グループの組織全体に周知している。
 6. コンプライアンスに関する最高責任者を社長、コンプライアンス統括部署担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、本部にコンプライアンス統括部署を設置し、関係会社及び当社各本店にコンプライアンス責任者を配置して法令順守の徹底を図る。
 7. 管理職及びコンプライアンス担当者を対象にコンプライアンス研修を実施するほか、各本店においても定期的にコンプライアンス研修を行う。
 8. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進について協議する。
 9. コンプライアンス統括部署に法令違反、規程違反、倫理的に問題がある事項等を社員が発見した場合の社内通報窓口を設置し、専用電話、電子メール等により相談を受け付ける体制をとることにより、当社及び関係会社における法令違反等の早期発見体制並びに自浄プロセス体制を確立する。
 10. 事故防止のため、従業者の人事ローテーションを定期的を実施するとともに、連続休暇制度に加え、指定休務などにより、職場離脱を実施する。
 11. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求を拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 社内の文書の作成、保存及び保管について定めた文書規程に基づいて、情報の保存及び管理を適切に行う。
 2. セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーに基づいて、保有するすべての情報資産（情報及び情報システム）や個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理（基本）規程に基づいて、リスクカテゴリー別のリスク管理基本方針、リスク

管理規程及び部門別のリスク管理マニュアル、信用リスク管理の基本方針としてクレジットポリシー、セキュリティ管理の基本方針としてセキュリティポリシーを定め、リスク管理を行う。

2. リスク管理の統括部署を設置し、リスク管理を一元管理する。
3. 内部監査部署として、監査部を設置し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を行う。
4. 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理全般に係る協議機関として、主に内部管理態勢・リスク管理態勢強化のための整備、リスク管理体制の一元化等に関わる事項について協議する。
5. 大規模災害の発生による損害のため通常業務を行うことができなくなった場合を想定して、業務継続計画を定め、重要業務の継続を迅速かつ効率的に行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会を3か月に1回以上開催するほか、必要がある場合は随時開催できる体制とする。
 2. 効率的業務運営を行うために、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をもって構成する常務会において、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要事項を審議、決定する。
 3. 職制規程及び業務分掌規程に基づいて、業務執行を円滑かつ効率的に行う。
- ⑤ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 関係会社との緊密な連携のもと、関係会社が当社グループとしての事業目的を遂行できるよう適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行う。
 2. 当社はグループ経営管理として、関係会社から必要な報告を受け、協議する体制を構築する。
 3. 当社の監査部が、関係会社の内部管理態勢について監査を実施する。
 4. 当社のコンプライアンス体制は、関係会社も含めた当社グループ全体を対象に当社のリスク管理統括部署が管理・統括し、当社グループの適正なコンプライアンス体制の確保を図る。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役を補助するため、監査役室を設置し、監査役会と協議のうえで必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査役を補助するための使用人は、当社の業務執行部門の役職員を兼務せず、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、監査役以外の者から指揮命令を受けない。
 2. 監査役を補助するための使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の同意を得る。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
 1. 法令等の違反行為、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、不祥事件が発覚した場合は、コンプライアンス統括責任者が取締役及び監査役へ報告する。
 2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、他の取締役及び使用人が法令、定款もしくは取締役行動規範、社内規程に違反した行為があると思料するときは、直ちに監査役へ報告する。
 3. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、

必要な体制を整備する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 取締役は、株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたって、監査役会とあらかじめ協議する。
 2. 監査役が、取締役会はもとより、常務会その他の重要な会議に出席できる。
 3. 監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
 4. 内部監査部門は、内部監査で得た情報を監査役に提供する等緊密な連携を保ち、監査役の円滑な業務の遂行に協力する。
 5. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

- ① コンプライアンス体制に関する取り組み
- 法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度においては4回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施を行っており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として、毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、研修を実施しております。
- ② リスク管理体制に関する取り組み
- 当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク管理基本規程を制定しております。また、当社のリスクに関する統括組織としてリスク管理委員会を設置し、当事業年度においては14回開催しております。委員会では、各リスクを一元的に収集・分類することにより、重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。また災害を想定した訓練も適宜行っております。
- ③ 取締役職務執行に関する取り組み
- 当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役職務執行の監督機能を強化しております。
- なお、当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。
- ④ 内部監査の実施に関する取り組み
- 内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を監査報告書として取締役および監査役に対して報告を行っております。
- ⑤ 監査役職務執行に関する取り組み
- 監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、監査役会を15回開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告や監査役相互の意見交換等を実施しておりますほか、各監査役は17回開催された取締役会にも出席し、意見陳述を行

っております。また、代表取締役、会計監査人及び監査部との定期的な意見交換や主要な営業店臨店による業務実態の把握を実施しております。

なお、常勤監査役は、常務会を含む重要な会議への出席や毎月実施する監査部との意見交換会、社内決裁文書の閲覧等により情報収集に努めるとともに、必要な都度代表取締役や会計監査人と情報交換を行い、取締役の職務執行を監視しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第143期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		(負債の部)	
現金預け	108,981	現金	1,274,595
現預金	8,381	当座預金	40,298
預金	100,600	普通預金	749,181
買入金	250	貯蓄預金	3,787
商入品	18	通定期預金	2,932
商有品	4	定額積立預金	465,074
金有品	13	その他預金	3,749
有価証券	5,000	譲渡性預金	9,571
地方債	158,920	借入金	422
地方債	60,569	国内借入金	32,228
地方債	10,361	外国借入金	32,228
地方債	28,721	未払外国為替債	2
地方債	9,952	未払外国為替債	2
地方債	49,315	未払法人税等	8,514
地方債	1,080,589	未払消費税	215
地方債	2,153	未払費用	1,633
地方債	19,421	未払受取債	560
地方債	929,729	未前給付融補派生債	2
地方債	129,285	未前給付融補派生債	107
地方債	4,620	未前給付融補派生債	372
地方債	4,620	未前給付融補派生債	26
地方債	3,188	未前給付融補派生債	5,594
地方債	78	退職給付引当金	635
地方債	1,366	役員株式報酬引当金	48
地方債	0	偶発損失引当金	223
地方債	95	再評価に係る繰延税金負債	521
地方債	1,648	支拂済繰延税金負債	5,400
地方債	11,783	負債の部合計	1,322,592
地方債	2,751	(純資産の部)	
地方債	7,628	資本	14,310
地方債	601	資本剰余金	22,553
地方債	801	資本準備金	12,640
地方債	460	資本剰余金	9,913
地方債	336	利益剰余金	18,604
地方債	59	利益準備金	1,773
地方債	65	利益剰余金	16,831
地方債	151	不動産圧縮積立	158
地方債	2,865	別途積立	3,547
地方債	5,400	繰越利益剰余金	13,124
地方債	△4,799	自己資本合計	△230
		株主資本合計	55,238
		その他有価証券評価差額金	△1,039
		土地再評価差額金	640
		評価・換算差額等合計	△398
		純資産の部合計	54,839
資産の部合計	1,377,431	負債及び純資産の部合計	1,377,431

第143期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773
当期変動額					
剰余金の配当					
不動産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	-
当期末残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
	不動産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	161	3,547	12,027	17,509	△256	54,116
当期変動額						
剰余金の配当			△745	△745		△745
不動産圧縮積立金の取崩	△2		2			-
当期純利益			1,825	1,825		1,825
自己株式の取得					△2	△2
自己株式の処分					28	28
土地再評価差額金の取崩			15	15		15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△2	-	1,097	1,095	25	1,121
当期末残高	158	3,547	13,124	18,604	△230	55,238

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,203	656	△546	53,569
当期変動額				
剰余金の配当				△745
不動産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				1,825
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				28
土地再評価差額金の取崩				15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	164	△15	148	148
当期変動額合計	164	△15	148	1,269
当期末残高	△1,039	640	△398	54,839

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,871百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 役員株式報酬引当金

役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当事業年度においては、該当取引はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当事業年度においては、該当取引はありません。

10. 関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当事業年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託（除くETF）の解約損174百万円を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,799百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、債務者が策定した経営改善計画等に基づき、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」に関して、資源価格高騰等の影響を受ける債務者については、返済能力が低下する可能性を個別に評価し、債務者区分を判定しております。

③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

資源価格高騰等の影響による個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託を用いた株式報酬制度)

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末77百万円、73千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,222百万円
危険債権額	22,822百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	4,063百万円
合計額	34,109百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,153百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	25,791百万円
貸出金	12,193百万円
預け金	91百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,456百万円
借入金	31,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券9,129百万円、金融商品等差入担保金95百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産には、保証金90百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は113,936百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが112,286百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）、1999年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,088百万円

- 6. 有形固定資産の減価償却累計額 13,071百万円
- 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 34百万円
- 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は11,141百万円であります。
- 9. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 10. 関係会社に対する金銭債権総額 4,759百万円
- 11. 関係会社に対する金銭債務総額 1,744百万円

（損益計算書関係）

- 1. 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
岡山県内	営業用店舗 1 か所	土地、建物及び動産	35百万円
岡山県外	営業用店舗 2 か所	建物及び動産	0百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

- 2. 関係会社との取引による収益
 - 資金運用取引に係る収益総額 113百万円
 - 役員取引等に係る収益総額 4百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る収益総額 5百万円
 - その他の取引に係る収益総額 -1百万円
- 関係会社との取引による費用
 - 資金調達取引に係る費用総額 28百万円
 - 役員取引等に係る費用総額 -1百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る費用総額 231百万円
 - その他の取引に係る費用総額 -1百万円
- 3. 関連当事者との取引として記載すべきものはありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	161	1	27	136	(注)1、2
合計	161	1	27	136	

(注) 1. 普通株式の自己株式には、「役員株式報酬制度」が保有する当社株式（当事業年度期首100千株、期末73千株）が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取、減少については役員株式報酬制度で保有する株式の交付に伴うものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,004	1,004	0
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	1,004	1,004	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,270	7,091	△179
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	7,270	7,091	△179
合計		8,274	8,095	△179

3. 子会社・子法人等株式（出資金）及び関連法人等株式（2026年3月31日現在）
 時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。市場価格のない子会社・子法人等株式（出資金）及び関連法人等株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式（出資金）	884
関連法人等株式	—
合 計	884

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,067	2,052	6,015
	債 券	260	260	0
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	260	260	0
	その他	9,401	9,178	222
	うち外国債券	5,026	4,997	29
	小計	17,729	11,490	6,238
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	21	23	△2
	債 券	91,117	97,084	△5,966
	国 債	52,294	54,878	△2,583
	地方債	10,361	11,133	△771
	社 債	28,460	31,072	△2,611
	その他	38,714	40,888	△2,174
	うち外国債券	31,091	32,399	△1,307
	小計	129,853	137,996	△8,143
合 計	147,582	149,486	△1,904	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,042
組合出資金	1,386
合 計	2,428

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	10	9	－
債 券	9,834	29	52
国 債	9,721	29	52
地方債	－	－	－
社 債	113	－	0
その他	11,769	367	62
うち外国債券	5,333	53	14
合 計	21,615	406	115

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度において減損処理は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（2026年3月31日現在）

貸借対照表 計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
5,000	5,000	－	－	－

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,649百万円
固定資産	235
株式	252
未収貸付金利息	24
その他有価証券評価差額金	728
その他	451
繰延税金資産小計	<u>3,339</u>
評価性引当額	<u>△401</u>
繰延税金資産合計	<u>2,938</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△71
その他	△1
繰延税金負債合計	<u>△72</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,865百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,877円52銭
1株当たりの当期純利益金額	143円94銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	92円73銭

(注) 役員株式報酬制度に係る信託財産として、「役員株式報酬制度」で所有する当社株式を、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数並びに期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当事業年度において控除した当該自己株式の期末株式数は73,800株、期中平均株式数は82,158株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	108,987	預渡性預金	1,273,226
買入金銭債権	250	借入金	422
商品有価証券	18	外国為替	39,995
金銭の信託	5,000	その他負債	2
有価証券	158,745	退職給付に係る負債	10,824
貸出金	1,075,888	役員株式報酬引当金	624
外国為替	4,620	偶発損失引当金	48
リース債権及びリース投資資産	11,111	繰延税金負債	223
その他資産	7,672	繰延税金負債	115
有形固定資産	11,846	再評価に係る繰延税金負債	521
建物	2,751	支払承諾	5,320
土地	7,628	負債の部合計	1,331,324
リース資産	335	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,130	資本金	14,310
無形固定資産	461	資本剰余金	22,405
ソフトウェア	395	利益剰余金	20,624
その他の無形固定資産	66	自己株式	△230
退職給付に係る資産	1,153	株主資本合計	57,109
繰延税金資産	2,654	その他有価証券評価差額金	△1,039
支払承諾見返	5,320	土地再評価差額金	640
貸倒引当金	△4,979	退職給付に係る調整累計額	716
		その他の包括利益累計額合計	317
		純資産の部合計	57,427
資産の部合計	1,388,751	負債及び純資産の部合計	1,388,751

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		26,577
資金運用収益	16,051	
貸出金利息	13,829	
有価証券利息配当金	1,718	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	490	
その他の受入利息	12	
役務の取引等収益	3,880	
その他の経常収益	6,374	
償却債権取立益	271	
その他の経常収益	74	
経常収益	197	
経常費用	2,933	23,749
資金調達費用	2,836	
預渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
借入金利息	87	
その他の支払利息	3	
役務の取引等費用	2,227	
その他の業経費用	5,718	
営業経費用	11,621	
その他の経常費用	1,248	
貸倒引当金繰入額	745	
その他の経常費用	503	
経常利益		2,827
特別利益		0
特別損失	0	57
固定資産処分損失	21	
減損	35	
税金等調整前当期純利益		2,770
法人税、住民税及び事業税	755	
法人税等調整額	45	
法人税等合計		800
当期純利益		1,970
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,970

(2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	14,310	22,405	19,384	△256	55,843
当期変動額					
剰余金の配当			△745		△745
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,970		1,970
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				28	28
土地再評価差額金の取崩			15		15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,240	25	1,266
当期末残高	14,310	22,405	20,624	△230	57,109

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	△1,203	656	564	17	55,860
当期変動額					
剰余金の配当					△745
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,970
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					28
土地再評価差額金の取崩					15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	164	△15	151	300	300
当期変動額合計	164	△15	151	300	1,566
当期末残高	△1,039	640	716	317	57,427

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名 トマトビジネス株式会社

トマトカード株式会社

トマトリース株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名 該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

会社名 該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

会社名 該当事項はありません。

3. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子法人の出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,871百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員株式報酬引当金の計上基準

役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

9. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、外貨建の他の有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建の資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

11. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当連結会計年度においては該当取引はありません。

連結される子会社及び子法人等にはヘッジ会計を適用する取引はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計年度においては、該当取引はありません。

13. 関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託（除くETF）の解約損174百万円を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,979百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、債務者が策定した経営改善計画等に基づき、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」に関して、資源価格高騰等の影響を受ける債務者については、返済能力が低下する可能性を個別に評価し、債務者区分を判定しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

資源価格高騰等の影響による個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託を用いた株式報酬制度)

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末77百万円、73千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,223 百万円
危険債権額	22,823 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	4,063 百万円
合計額	34,110 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,153百万円であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	25,791百万円
貸出金	12,193百万円
預け金	91百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,456百万円
借入金	31,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券9,129百万円及び金融商品等差入担保金95百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金90百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は117,598百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが115,948百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）、1999年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,088百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 13,127百万円
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 34百万円
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は11,141百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
岡山県内	営業用店舗 1 か所	土地、建物及び動産	35百万円
岡山県外	営業用店舗 2 か所	建物及び動産	0百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却103百万円、株式等売却損28百万円、偶発損失引当金繰入額199百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計 年度増加 株式数	当連結会計 年度減少 株式数	当連結会計 年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	—	—	11,679	
第2回A種優先株式	1,000	—	—	1,000	
合計	12,679	—	—	12,679	
自己株式					
普通株式	161	1	27	136	(注)1、2
合計	161	1	27	136	

(注) 1. 普通株式の自己株式には、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式（当連結会計年度期首100千株、期末73千株）が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取、減少については役員株式報酬制度が保有する株式の交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	290百万円	25円	2025年3月31日	2025年6月30日
	第2回A種 優先株式	82百万円	82円50銭	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	290百万円	25円	2025年9月30日	2025年12月8日
	第2回A種 優先株式	82百万円	82円50銭	2025年9月30日	2025年12月8日
合計		745百万円			

(注) 2025年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金2百万円が、2025年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、配当金1百万円がそれぞれ含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	290百万円	利益剰余金	25円	2026年3月31日	2026年6月29日
	第2回A種 優先株式	82百万円	利益剰余金	82円50銭	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 2026年6月26日決議による配当金の総額には、株式報酬信託で保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金や貸出業務及び有価証券投資、並びに国債や投資信託等の販売といった銀行業務を中心に行っております。これらの事業を行うための資金調達には、預金を中心でありませんが、一部借入金による調達も行っております。

また、資金運用は、中小企業等向け融資や個人ローンを中心とした貸出業務、国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な商品への運用は行わない方針としております。また、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も限定的に行っております。なお、連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。有価証券は、国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

借入金は、将来、当社グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難になるリスク、並びに通常より高い金利で資金調達を余儀なくされるリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等があります。当社では、金利スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金や借入金に関わる金利の変動リスクに対しては、金利スワップの特例処理によるヘッジ会計を適用することとしております。また、通貨スワップ取引を外貨資金調達を目的として取り組んでおりますが、ヘッジ対象である外国債券との間でヘッジの有効性を評価することにより、ヘッジ会計を適用しております。このほか、期中

において、価格変動による収益確保を目的とした債券先物取引、債券店頭オプション取引等も限定的に行っておりますが、これらは価格変動リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制は、以下のとおりであります。

なお、連結される子会社及び子法人等についても当社の管理体制に準じ、各社のリスク・プロフィールに見合った管理を行っております。

① 信用リスクの管理

当社は、「信用リスク管理方針」に基づき、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を定め、融資基本原則及び金融円滑化管理の徹底から、信用リスク管理の基本方針、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、途上与信管理、信用格付、ポートフォリオ管理、問題債権の対応など信用リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、営業店のほか審査部等の信用リスク管理所管部署が行っております。カントリーリスク及び有価証券の発行体等の信用リスク、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクは、限度管理のほか信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理しております。

また、信用リスクに関する状況について、定期的にはリスク管理委員会及びALM委員会において現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、取締役会へ報告を行っております。さらに信用リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社は、「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの市場リスク管理は、市場リスク管理室のほか経営企画部等の市場リスク管理所管部署が行っております。

また、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスクに関する状況については、定期的にはリスク管理委員会、ALM委員会及び取締役会等へ報告を行っております。さらに市場リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。各リスクの管理方法は以下のとおりであります。

(i) 金利リスクの管理

当社は、金利動向の予測、限度管理、金利リスク量の把握、分析等を行うことにより金利の変動リスクを管理しており、リスク管理委員会及びALM委員会において、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券等の保有については、「投資有価証券取扱規程」に基づき、取締役会で半期ごとの運用計画を決定したうえ、「市場リスク管理規程」等に従いリスクの管理を行っております。資金運用を所管する市場金融部等は、半期ごとに投資限度額やリスク限度額を設定し、債券及び上場株式等への投資を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを厳重に管理しております。これらの情報はリスク管理委員会及びALM委員会に報告され、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社は、外貨建の資産と負債の額が通貨ごとにほぼ同額となるようリスクコントロールを行っており、為替レートの変動による影響はほとんどありません。

(iv) デリバティブの管理

デリバティブ取引に関しては、規程に基づき、限度管理など厳格な管理を行っているほか、取引の執行、リスク管理、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「コールローン及び買入手形」、「有価証券」、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。また、株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「貸出金」であります。当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の合理的な予想変動幅を用いた時価に与える影響額を、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2026年3月31日現在、指標となる金利が100ベース・ポイント(1.00%)上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は3,760百万円増加し、100ベース・ポイント(1.00%)低下したものと想定した場合には3,760百万円減少するものと把握しております。

また、株価以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2026年3月31日現在、指標となるTOPIX(東証株価指数)が10%下落したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は、829百万円減少し、10%上昇したものと想定した場合には、829百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、いずれもリスク変数間の相関を考慮しておりません。また、金利又は株価の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

当社は、「流動性リスク管理方針」に基づき、「流動性リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など流動性リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの流動性リスク管理は、流動性リスク管理所管部署である市場金融部、市場リスク管理室、経営企画部及び営業本部が行っております。

資金繰りリスクに関しては、半期ごとに運用・調達バランスを考慮した資金繰り計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また、万一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン(危機管理計画)を策定し、様々な事態を想定し対応できる態勢を整備しております。

資金繰りリスクに関する状況については、定期的にリスク管理委員会及びALM委員会へ報告を行い、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。さらに流動性リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、譲渡性預金及び金銭の信託は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略、計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券（*1）	155,606	155,427	△179
満期保有目的の債券	8,274	8,095	△179
その他有価証券	147,332	147,332	－
(2) 貸出金	1,075,888		
貸倒引当金	△4,808		
（*2）	1,071,080	1,036,743	△34,336
資 産 計	1,226,687	1,192,171	△34,515
(1) 預金	1,273,226	1,273,129	△97
(2) 借入金	39,995	39,906	△89
負 債 計	1,313,222	1,313,035	△186
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(107)	(107)	－
デリバティブ取引計	(107)	(107)	－

（*1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	1,688
組合出資金（*3）	1,450

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- (* 2) 当連結会計年度において非上場株式について減損処理は行っておりません。
 (* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券 (* 1)	38,409	36,417	28,416	7,328	30,612	11,492
満期保有目的の債券	2,000	4,000	2,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	36,409	32,417	26,416	7,328	30,612	11,492
貸出金 (* 2)	185,340	175,722	145,316	119,576	131,971	288,135
合計	223,750	212,139	173,733	126,904	162,583	299,627

(* 1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しません。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,826百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	1,187,854	69,396	15,976	—	—	—
借入金	18,943	19,669	1,378	1	1	1
合計	1,206,797	89,065	17,354	1	1	1

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
其他有価証券	61,471	60,241	25,161	146,873
国債	52,294	—	—	52,294
地方債	—	10,361	—	10,361
社債	—	17,883	10,838	28,721
株式	8,088	0	—	8,088
その他	1,087	31,996	14,323	47,407
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
資 産 計	61,471	60,241	25,161	146,873
デリバティブ取引				
通貨関連	—	107	—	107
負 債 計	—	107	—	107

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は99百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は359百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、 売却 及 び 償 還 の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 投資信託の評 価損益
		損益に 計上 (* 1)	その他の包 括利益に計 上 (* 2)					
有価証券								
投資信託	354	—	4	—	—	—	359	—

(* 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(* 2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、連結貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しいため、第24-7項の(3)及び(4)の注記を省略しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券	8,095	—	—	8,095
国債	8,095	—	—	8,095
貸出金	—	1,000	1,035,743	1,036,743
資 産 計	8,095	1,000	1,035,743	1,044,839
預金	—	1,273,129	—	1,273,129
借入金	—	39,906	—	39,906
負 債 計	—	1,313,035	—	1,313,035

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等から入手する評価又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、信用スプレッドが含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	割引率	0.0% — 17.1%	1.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券	29,978	259	△189	△4,887	—	—	25,161	—
私募債	13,585	—	△55	△2,692	—	—	10,838	—
外国債券	16,392	259	△133	△2,195	—	—	14,323	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれておりません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社では時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証し、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、スワップ金利等適切な指標と与信管理上の信用リスク区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率であり、このインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	3,163	3	3,167	245	3,413
預金・貸出業務	1,571	—	1,571	—	1,571
為替業務	661	—	661	—	661
証券関連業務	369	—	369	—	369
代理業務	230	—	230	—	230
その他	331	3	334	245	580
その他経常収益	95	—	95	—	95
顧客との契約から生じる経常収益	3,259	3	3,263	245	3,509
上記以外の経常収益	17,090	5,960	23,050	17	23,068
外部顧客に対する経常収益	20,349	5,964	26,314	263	26,577

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主に役務取引においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。したがって、返金が必要な契約における取引開始日に一括で受け取る顧客からの受取手数料において、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、財又はサービスが提供された時に収益を認識しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 4,101円70銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 156円49銭

潜在株式調整後1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 100円08銭

(注) 役員株式報酬制度に係る信託財産として、「役員株式報酬制度」で所有する当社株式を、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数並びに期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当連結会計年度において控除した当該自己株式の期末株式数は73,800株、期中平均株式数は82,158株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊加井真弓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整

備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊加井真弓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社トマト銀行 監査役会

常勤監査役 光 實 潤 一 ㊟

監 査 役 奥 田 哲 也 ㊟

監 査 役 古 南 篤 子 ㊟

監 査 役 瀧 口 信 雄 ㊟

(注) 監査役 奥田哲也、監査役 古南篤子及び監査役 瀧口信雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

[会社提案]

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、経営体質強化のため内部留保の充実を勘案し、安定した配当の継続を基本といたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

第143期期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類 金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円	総額	290,411,975円
当社優先株式1株につき金82円50銭	総額	82,500,000円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月29日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役奥田哲也氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
おく だ てつ や 奥田 哲也 1961年8月29日生 再任 社外  監査役在任年数 8年(本総会終結時)	1984年4月 岡山県庁入庁 1993年4月 岡山弁護士会登録 1997年4月 奥田法律事務所所長(現職) 2006年4月 岡山弁護士会副会長 2008年4月 岡山弁護士会広報委員会委員長 2010年4月 岡山家庭裁判所家事調停委員(現職) 2016年6月 岡山県公務災害補償等認定委員会 会長 2018年6月 当社監査役(現職) 2020年4月 岡山家事調停協会会長(現職) 2020年9月 株式会社ジェイ・イー・ティ取締 役(社外)(現職) 2024年5月 岡山県調停協会連合会会長(現職) 現在に至る 兼職：奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティ取締役(社外)	株 1,638
《社外監査役候補者とした理由》 弁護士として豊富な経験及び高い専門知識を有しており、主に法務・リスクマネジメント分野における知見を活かし、当社の監査体制の強化にも貢献しております。2018年から社外監査役として、その責務と職責を適切に果たしており、引き続き的確、公正かつ客観的な監査の実施が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。		

- (注) 1. 奥田哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 奥田哲也氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 3. 当社は、奥田哲也氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き契約を継続いたします。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 4. 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2027年2月更新の予定であります。再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
 ・被保険者の実質的な保険料負担割合
 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 ・填補の対象となる保険事故の概要
 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

【株主提案】

第3号議案は個人株主さま1名からのご提案によるものです。

「株主提案の内容」は、提案株主さまから提出された本株主提案の該当記載を、形式的な修正を除き、原文のまま掲載したものです。

第3号議案 取締役1名選任の件

以下、株主提案の内容

(1) 提案内容

有限会社コスモG代表取締役高橋俊一を非常勤取締役に推薦する。

(2) 提案理由

一般株主の意見を広く聞いていただける環境を作るため。

(3) 候補者

高橋俊一

代表取締役有限会社コスモG代表取締役

パワーハウスモータークラブにて二輪整備業務を経験

(株)モータースポーツプランニングにて本田技研工業モータースポーツ部のイベント、本田宗一郎杯ホンダエコのパワー競技会やホンダレーシングスクール事務局運営。

キンコーズジャパン(株)にて店舗運営、DTP業務や著作権や肖像権や意匠等法律に抵触しないかなどチェック指導等をしていました。

2019年持病を患う母親の介護の為に愛媛に戻り新居浜ビジネスセンター加藤社長からお誘い頂き有限会社コスモGで保険代理店業を開始致しました。

現在 有限会社コスモG 代表取締役社長

会社は純利益8年間 毎年2000万円前後の利益を出しています。

個人資産は有価証券だけで1億2000万円以上所有

以 上

本株主提案（第3号議案）に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役会は、本株主提案について、過半数が独立社外取締役で構成されかつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会における審議及び答申を踏まえ、慎重に検討しました。その結果、本株主提案は、以下の理由により反対することを決議いたしました。

当社における社外取締役候補者の選定にあたっては、社外取締役に求められる資質に加え、取締役会全体のスキルバランスや多様性について、過半数が独立社外取締役で構成されかつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において慎重な議論を行っております。当社の社外取締役に求められる資質については、専門性や経験として、企業経営・経営戦略、法務・リスクマネジメント、財務会計、サステナビリティにおける知見を重視しております。

また、社外取締役については、東京証券取引所の定める「独立性基準」等を考慮し、当社取締役の職務執行に対する監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する人材を社外取締役候補者に指名する方針としております。

当社においては、このような過程を経て株主総会で社外取締役が2名選任されており、当該社外取締役2名を含む現在の取締役会の構成は、スキルバランス及び多様性の観点から適切であり、取締役の職務執行に対する監督機能を十分に発揮していると当社取締役会は判断しております。

以上の点を踏まえ、当社取締役会は、現在の取締役会の構成が最良であって、本株主提案のように追加で社外取締役を選任することは不要であると考えており、本株主提案に反対いたします。

以上

【ご参考】

スキル・マトリックス

社内取締役・常勤監査役が経験を有する分野

現在の地位等	氏名	経営戦略	法務/ リスクマネジメント	営業戦略	財務会計	人事労務	融資審査	市場運用
取締役社長	高木 晶悟	●	●	●	●	●	●	●
専務取締役	井上 正樹	●	●	●	●	●	●	
常務取締役	田部 真康	●	●	●		●	●	
常務取締役	坪田 泰久	●	●			●	●	●
取締役	谷本 浩二	●		●	●		●	
取締役	中川 一雄	●		●			●	
取締役	八木 大治	●					●	
常勤監査役	光 貫 潤一	●	●		●	●		

当社が社外取締役・監査役に期待する分野

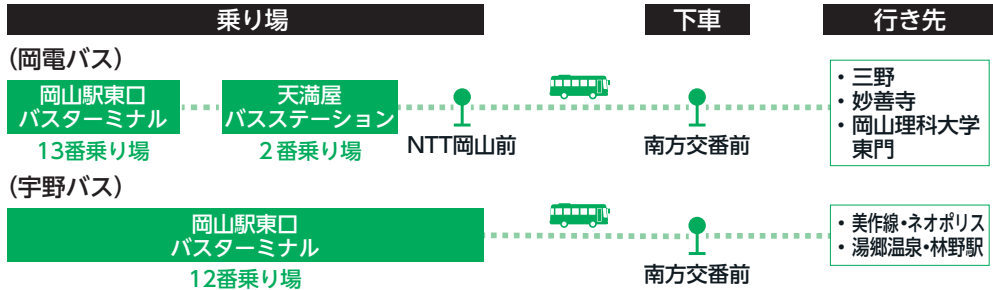
現在の地位等	氏名	企業経営/ 経営戦略	法務/ リスクマネジメント	財務会計	サステナビリティ
社外取締役	小川 洋	●		●	●
社外取締役	上岡 美保子	●	●		●
監査役	奥田 哲也	●	●		●
監査役	古南 篤子	●			●
監査役	瀧口 信雄	●		●	●

(注) 上記一覧表は、各取締役・監査役が有する全ての専門性、経験、知見等を表すものではありません。

株主総会会場のご案内

場所 岡山市北区番町2丁目3番4号 株式会社トマト銀行本店
岡山地方裁判所のある番町交差点を北へ約400m道路東側、岡山駅から約1.5km

最寄りの交通機関



お願い：駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。